

議 事 録

会議名	第124回杉並区都市計画審議会	
日時	平成15(2003)年10月14日(火)午前10時00分から12時30分	
出席者	委員	〔学識経験者〕黒川・内田・村上・陣内・ 〔区 民〕田木・徳田・ ・ ・坂野 栗原・大原 〔区議会議員〕岩田・河津・島田・藤本・小川 ・斉藤 〔関係行政機関〕倉知・高松
	説明員	〔都市整備部〕都市整備部長、土木担当部長、建築担当部長、都市計画課長 まちづくり推進課長、拠点整備担当課長、住宅課長 維持課長、交通対策課長、公園緑地課長、緑化担当課長 建築課長、審査担当課長、生活道路整備課長 〔環境清掃部〕環境課長
傍聴者	7名	

議 事 日 程	1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 新委員・幹事の紹介 4. 議席の決定 5. 署名委員の指名 6. 傍聴申出の確認 7. 議題の宣言 8. 議事 (1) 審議 ア. 東京都市計画生産緑地地区の変更について イ. 東京都市計画道路の変更について (幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線) ウ. 東京都市計画公園(第6・5・9号 高井戸公園)の変更について エ. 東京都市計画緑地の変更について (東京都市計画第6号 玉川上水緑地) (2) 報告 ア. 用途地域等見直しの東京都素案について イ. 特別用途地区の区条例について ウ. 新たな防火規制の区域指定(区素案)について エ. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)について オ. 都市再開発の方針(素案)について カ. 住宅市街地の開発整備の方針(素案)について キ. 防災再開発の方針(素案)について ク. 東京外かく環状道路について 9. 事務局からの連絡 10. 閉会の辞	
	配 付 資 料	事 前 1. 東京都市計画生産緑地地区の変更について(案) 2. 東京都市計画生産緑地地区総括図(杉並区決定) 3. 生産緑地地区関係資料 4. 東京都市計画道路(幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線)の変更について[都決定] 5. 放射第5号線の都市計画変更関係資料 6. 東京都市計画公園(第6・5・9 高井戸公園)の変更について[都決定] 7. 東京都市計画緑地(東京都市計画 第6号玉川上水緑地)の変更について[都決定] 8. 用途地域等の見直しの東京都素案について(報告) 9. 特別用途地区の区条例について 10. 「新たな防火規制」の区域指定(区素案)について 11. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)並びに都市再開発の方針(素案)、住宅市街地の開発整備の方針(素案)及び防災再開発の方針(素案)について(報告) 12. 東京外かく環状道路について
	当日	なし

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	定刻になりましたので審議会の開催をお願いします。本日は 委員、 委員の 2 名の方から所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。遅れて御見えになる方もいらっしゃると思いますが、都市計画審議会委員 21 名のうち、現在 15 名の委員の方が出席されておりますので、第 124 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。
会 長	ただいまから第 124 回杉並区都市計画審議会を開催します。初めに区民代表の委員と幹事の交代がありましたので、事務局から報告をお願いします。
都市計画課長	前任の 委員が辞職され、後任として田木千城夫さんが本日付で都市計画審議会委員に就任されましたので、ご紹介いたします。
委 員	おはようございます。ご紹介を賜りました、町会連合会からご推挙いただいた、方南町に居住しております田木千城夫と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
会 長	ありがとうございました。今後ともよろしくお願います。委員の交替がありましたので、議席については現在お座りいただいている席をもって議席としたいと思います。
都市計画課長	ただいま新しい議席をお決めいただきましたので、少し時間をいただき、新しい議席表を配付いたします。 (議席表配付)
都市計画課長	続きまして、7 月 1 日付の人事異動で、都市計画審議会の幹事が代わりましたのでご紹介します。前任の倉田都市整備部長が中央図書館長に異動し、その後任として都市整備部建築担当部長であった菱山部長が着任しました。また後任の都市整備部建築担当部長には、前保健福祉部児童担当部長の鳥山部長が着任しております。両部長からご挨拶をお願いします。
都市整備部長	おはようございます。去る 7 月 1 日付で都市整備部長を拝命いたしました菱山でございます。建築担当部長在任中は何かとお世話になりました。今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。
建築担当部長	おはようございます。建築担当部長になりました鳥山でございます。今後ともよろしくお願いいいたします。

発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。それでは議事に移ります。最初に本日の会議記録の署名委員として、河津利恵子委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。次に、本日の傍聴の申し出はありますか。</p>
都市計画課長	<p>本日は さんほか6名、計7名の傍聴者がございます。</p>
会 長	<p>特に非公開にする議案はないと思いますので、傍聴の許可をしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
会 長	<p>それでは事務局から議題の宣言をお願いいたします。</p>
都市計画課長	<p>本日の議題は席上に配付した次第のとおりです。審議事項として議案が4件あります。1件目が東京都市計画生産緑地地区の変更について。2件目が東京都市計画道路（幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線）の変更について。3件目が東京都市計画公園第6・5・9号（高井戸公園）の変更について。4件目が東京都市計画緑地（東京都市計画第6号玉川上水緑地）の変更について。以上4件が議案です。</p>
	<p>続いて報告事項が8件あります。1件目が用途地域等見直しの東京都素案について。2件目が特別用途地区の区条例について。3件目が「新たな防火規制」の区域指定（区素案）について。4件目が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について。5件目が都市再開発の方針について。6件目が住宅市街地の開発整備の方針について。7件目が防災再開発の方針について。8件目が東京外かく環状道路について。以上8件が報告事項です。これらの議題にかかる資料は、お手元の配付資料一覧の内容となっております。その確認は説明のたびにさせていただきます。</p>
	<p>本日ご審議いただき審議事項のうち、議案1の東京都市計画生産緑地地区の変更案については本日の審議会で、残りの3件の議案については、東京都に対する意見の回答期限から、次回12月に開催予定の都市計画審議会で答申を賜りたいと存じます。なお、この4件に関する諮問文は、配付資料のとおりです。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。今の案で、議題は審議事項が4件、報告</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

事項が8件ありますので、いろいろな意見を出していただきたいと思
います。それでは議事に入ります。審議案件の1、東京都都市計画生
産緑地地区の変更について説明をお願いします。

都市計画課長

それでは説明をいたします。議案1は東京都計画生産緑地地区の変
更について(案)(杉並区決定)です。東京都都市計画生産緑地地区の
変更(杉並区決定)という表題があり、都市計画生産緑地地区を次の
ように変更するという事です。第1の種類及び面積ですが、種類は
生産緑地地区。面積は約42.25ha。第2の削除のみを行う位置及び区
域は合計7件です。名称、番号・地区名、位置、削除面積、備考と表
に記載されております。番号8、地区名は上井草、上井草4丁目地内、
削除面積約2,420㎡で地区の一部です。番号21、井草、井草4丁目
地内、約1,920㎡、これも地区の一部です。番号42、上井草、上井
草1丁目地内、約2,200㎡、地区の一部。番号45番、上井草、上井
草1丁目地内、約640㎡、地区の一部。番号113番、宮前、宮前2丁
目地内、約190㎡、地区の一部。番号122番、成田西、成田西2丁目
地内、約700㎡、これは地区の全部です。番号151番、上高井戸、上
高井戸2丁目地内、約640㎡、地区の一部。以上7件が削除のみを行
う対象地区で、削除面積の合計は約8,710㎡となっております。

区域は計画図表示のとおりで、後でご説明いたします。理由は、買
取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持するこ
とが困難となった生産緑地地区の全部及び一部を廃止するものです。
なお、この7件については、本年3月に開催された第121回都市計画
審議会において、生産緑地地区の動向ということで報告しております。

次に新旧対照表の下のほうに変更概要が記載されています。新旧対
照表の合計の欄、変更前165件、約431,180㎡が約8,710㎡削除され、
変更後の面積は計164件、約422,470㎡で約42.25haとなっておりま
す。下の変更概要の表で、種類は生産緑地地区、変更概要1は位置の
変更、これは上の表の新旧対照表のとおりです。2は区域の変更で計
画図のとおりです。これは後ほど説明いたします。3は面積の変更で
165件が164件に、約43.12haが約42.25haとなり、約0.87haの減
となっております。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

次に右上のほうに1/7と表示されている計画図です。これは番号8番、上井草4丁目の生産緑地地区の一部削除の計画図です。黒く塗ってある部分が今回削除のみを行う区域です。次は2/7という計画図です。これは井草4丁目、井荻聖母幼稚園の右上のほうです。この21番、黒く塗ってある部分が今回削除となり、右下の部分が残るという内容です。

3/7の計画図は上井草1丁目、42番、北側の部分が今回削除のみを行う区域です。4/7の計画図は上井草1丁目、45番、黒く塗ってある北側の部分が今回削除になります。5/7の計画図は宮前2丁目、113番で、北側の黒く塗ってある部分が今回削除のみを行う区域です。6/7の計画図は成田西2丁目、豊多摩高校の東側の部分で、122番の全部を削除する区域です。7/7の計画図は151番、上高井戸2丁目、西側の区画が今回削除のみを行う区域です。計画図については以上です。

次に、青焼きの大きな地図です。これが総括図になっております。今回、生産緑地地区の変更を行う部分が表示されていますので、後ほどご覧ください。

次に生産緑地地区の関係資料の説明をいたします。資料1は生産緑地地区、行為制限解除の経過、資料2は生産緑地地区の現況写真です。資料1に経過が一覧表で出ています。7件について、それぞれ指定年月日、事由とあり、113番を除いて主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされ、生産緑地法14条に基づく行為制限の解除を行うものです。113番の宮前2丁目の件については、主たる従事者の故障により買取りの申出があり、行為制限を解除するものです。また、現況はすでに宅地あるいは駐車場等になっています。なお、21番、42番、45番は、同じ地主です。

資料2には生産緑地地区の現況写真が掲載されています。7件について削除のみを行う区域の全景を撮影しております。撮影日は10月3日です。生産緑地地区の変更に係る議案の説明は以上です。

会 長

どうもありがとうございます。ご質問、ご意見はございますか。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

委 員 主たる事由の説明がありました。この事由をもう少し具体的にわかれば説明願いたいということが第1点です。第2点は今後、生産緑地の解除については、どういう傾向をたどっていくという見通しを持っているか、お聞きしておきたいと思います。

都市計画課長 先程、関係資料で解除の事由を説明いたしましたが、その中で死亡以外の1件については、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障ということで、生産緑地法の第10条に「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもって買い取るべき旨を申し出ることが出来るという規定があります。そこで、生産緑地法施行規則の第4条に農林漁業に従事することが出来なくなる故障として、市町村が認定したものの例が挙げられております。例えば両目の失明、精神の著しい障害、神経系統の機能の著しい障害等ですが、今回のこの件については、下肢の一部の機能に著しい障害があったということで、農業委員会がこの方について、農業に従事することを不可能にさせる故障として認定をしております。

次に今後の生産緑地の見通しですが、生産緑地についてはまちづくり基本方針の中でも、都市の中の貴重なオープンスペース、緑の空間として尊重していくことにしておりますが、やはり近年の傾向としては、相続等が発生すると後継者の問題、税金問題、その他いろいろな事情から生産緑地が解除され、年々、減少していく傾向にあります。ただ、私どもとしては今、最初に申し上げたように、都市の中の貴重なオープンスペース、緑の空間ですので、農業委員会、あるいは農業の施策を所管する経済労働課との連携を密にしながら、こういう農業従事者、ボランティア団体等と交流を図り、生産緑地の維持・拡充に努めていきたいと考えております。

委 員 今のお話だと、生産緑地に指定の当事者がだんだん高齢化して死亡又は故障していくということで、大変、前途が暗い話ではないかと思っております。今の説明の中に今後、生産緑地を維持・拡充という話がありましたが、買取りの申出があった場合、買取りするかしらないかという判断を、区はどのような基準で行っているのですか。

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	<p>生産緑地の買取りについては、区として定められた実施計画や基本計画、あるいは公園等の今後の整備方針等に基づき、買取りをするかしないか、政策経営部門で判断しています。最近の事例としては、宮前2丁目で平成11年に買い取った事例があります。これはまちづくりの地区計画道路の一部として買取りをしたものです。ただ、ご承知のように区も大変、財政状況が厳しい現状の中で、行政計画についても行財政改善を進めていますので、買取り申出については慎重に検討していますが、なかなか難しいというのが現状です。</p>
委 員	<p>一方で公有地の拡大、生産緑地の維持・拡充という命題がありますが、長期計画を策定するときに、生産緑地をきちんと検討した上で計画を立て、財政状態の推移を見ながら、買う、買わないを立てているのか。その都度、長期計画に照らし合わせて買う、買わないを判断しているのか、その辺りはどうですか。</p>
都市計画課長	<p>生産緑地制度については、解除される事由のほとんどが主たる従事者の死亡ということです。相続等の事由が発生して、はじめて買取りの申出があるという制度になっていますので、生産緑地のまちづくり方針の中での位置付けについては、十分今後も検討していく必要があると思いますが、生産緑地地区について一定の買取りをしていくという計画を行政計画に盛り込むのは、制度上難しいと考えております。</p>
委 員	<p>観点を変わらしてお伺いしますが、緑被率が年々減少しています。生産緑地の減少は緑被率にどのような影響を与えているのでしょうか。また、23区で区民1人当たりの公園面積はどのくらいのランクなのでしょう。</p>
緑化担当課長	<p>緑被率との関係は、今まで緑被率の減少傾向がありました。今回、平成14年度に調査した結果では、若干、緑被率の高まりが見られましたが、農地、草地については依然として減少傾向という状況です。</p>
公園緑地課長	<p>公園の面積ですが、杉並区は区民1人当たり約8㎡で、23区の中では正確ではありませんが、後位の方にあるという状況です。</p>
委 員	<p>緑被率の問題、あるいは直下型地震がいつ来るかわからないという災害の問題、1人当たりの公園面積が23区でランクが後ろのほうにある。諸々の条件からいけば、生産緑地が買取りの申出があった場合</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

にどう対処するのかは、諸条件を考えて、もう少しきちんと整理しておくのか、おかないのか。今までの流れでこのままやっていけば、前途は大変で、当事者が高齢化で死亡する、あるいは故障するという事はわかっている訳です。どこかで何らかの新しい方策を出さないと、大変なことになるのではないかと思います、いかがですか。

都市計画課長

確かに生産緑地制度については、法の第 11 条でも生産緑地の買取りが基本的なものとなっています。こういう生産緑地制度の趣旨、あるいは今の委員の意見等を踏まえて、また、区の財政が大変厳しい中でのお話ですので、慎重に検討しなければならないと思います。今後の生産緑地の対応については、委員の意見を踏まえ、関係当局と連携しながら検討していきたいと考えています。

委 員

最後に、今まで買い取るか買い取らないかの判断というのは、長期計画の中で、公の施設を建てる計画があるかないかというところに力点を置いてきたのではないかと見ています。今はそうではなく、更地でもグリーンパークとしてとか、いろいろ法的にそういう面の確保という方に転換しないと、生産緑地が減少する一方になるのではないかとということを申し上げ、新しい政策の転換を要望して、私の質問を終わります。

委 員

生産緑地を出来るだけ確保し、環境上、また、実際に農作物を生産することができれば、それも非常に価値があると思います。杉並区でこの 2 年間、商業振興の中で商店街の活動をサポートするという事業が始まっており、その審査に関わっている経験からの話ですが、周辺に生産緑地がいっぱいある北のほうの商店街で、1つの商店街の計画として、周辺の農地から生産される農作物を商店街のいくつかのポイントで販売する。環境の中で生産緑地がどれだけ重要か、どれだけ機能するかという意味付けを区全体としてもっと強くやっていく必要があると思います。その活用の方法も1つの面白いアイデアとしてそういうことを教わりました。

従来あった遠くの市場が何らかの事情で使えなくなったという事で、それに代わる方策として身近にある商店街の人たちが、八百屋さんとか、具体的にそういう部門で今まで仕事をしてきた人達が、リー

発 言 者	発 言 内 容
	<p>ダーシップをとって、周辺の生産緑地を持っている人達に働きかけて、直接持ってきて販売するというものです。</p> <p>杉並区のいろいろな商店街で、姉妹何とかということで遠方から新鮮な野菜を持ってきて販売するというのはよくやるのですが、杉並区の中にある生産緑地を大いに活用して、それを商店街で販売するという、流通のちょっとした工夫だと思います。それを売るというのは大変いいアイデアで、そういうことが少しでも広がっていけば、生産緑地で所有者が運営できなくなった場合、ほかの人が代わってやってもいいという、そういう新農民が出てくるかもしれません。何かその辺りの大きなムーブメントを作っていきながら、価値付けする。そうであれば区が買取ることもリアリティが出てくるかもしれないということ審査に関わっていて感じました。これは1つの情報です。</p>
都市計画課長	<p>先ほどまちづくり基本方針の記述にも少し触れましたが、このまちづくり基本方針の中でも、生産緑地などの区内の農地については、農業体験、直売所、市民農園など地域とのふれあいを高め、区民とともに育成する都市農業として農地の保全を図っていくという方針が記載されております。委員からも貴重なご意見を賜りましたので、それも踏まえて、関係当局とともに生産緑地についての対応を図っていきたいと考えております。</p>
会 長	<p>私も個人的には生産緑地を残せる方法で、区が買い取らない方法というものが本当はないものかと思っています。相続が絡んでいますからなかなかですが、先ほどの市民農園などの賃料で、残された方々が満足して、あと10年、市民菜園に貸し出すというようなことがないのか。そのときの貸出料が若干高くても、杉並区だからいいではないかということ、区民からご了解がいただけるかどうかなど、そんなことも少しトライをしてみてもどうか。この間あんな大きなものを買い取ったばかりですから、全部買い取るのはかなりいまの当区の財政では簡単とは言えません。先ほど先生がおっしゃったような、何かそうではない方法などを都市計画審議会だけではなく、ほかの場で少し議論をしていただけたらと思います。</p>
委 員	<p>今までにお二方から、都市農業についていろいろなご意見がありま</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

した。私どもも今議会では、いろいろな場で都市農業の確保という提案をさせていただいていますので、一言だけ申し上げます。そういう制度としての土地を提供して、そこで区民が親しむ。あるいは農業者に代って農業ヘルパーが仕事をしていくということを展開していく上で、経済振興の担当部署との連携が非常に望まれます。そういう中で、行政では機能し得ない細かいところを埋めていくのが、NPOだろうなと思いますので、是非その辺りの視点も持ちながら、役所の中で機能していただきたいと思います。この現況写真を見ると、駐車場であったり、宅地になったりという所がほとんどです。この写真を見ると残念な思いがしてなりません。国に対して農業を守るための改善策なども是非強く要望していきながら、確保をお願いしたいと思います。意見は以上です。

会 長 ほかにご意見はございませんか。それではこの議案は原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは特に反対はないので、第1議案は承認されたとします。次の3つについて一括して資料の説明をお願いします。

都市計画課長 議案第2、第3、第4をまとめて説明します。まずお手元の資料の確認をお願いします。議案2は、東京都市計画道路(幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線)の変更について(都決定)です。参考資料として、放射第5号線の都市計画変更関係資料を付けてあります。また本日、席上に緑色のパンフレットを配付しました。これは東京都が作成したもので、放射第5号線建設事業に係る都市計画変更案及び環境影響評価書案のあらましが記載されたパンフレットです。概略は後で説明いたします。

次に議案3は、東京都市計画公園第6・5・9号(高井戸公園)の変更について(都決定)です。議案4は、東京都市計画緑地(東京都市計画第6号玉川上水緑地)の変更について(都決定)です。

議案の説明の前に、委員の皆さまに今回の都市計画変更の概要、全体像をご理解いただくために、議案2の次にある放射第5号線の都市計画変更関係資料をご覧いただきたいと思います。資料は1から4ま

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

であります。資料1として、放射第5号線の都市計画変更及び変更に伴う関連都市計画施設(道路・公園・緑地)の変更についてまとめた概要が記載されています。少し読み上げます。「放射第5号線は、千代田区麹町一丁目から杉並区久我山三丁目に至る延長約15.1kmの路線で、終点部において東八道路に接続し、区部と多摩地区を結ぶ主要な幹線道路となっています。しかし終点部となる杉並区久我山付近の約1.3kmが未整備なため、周辺道路の混雑や住宅地への通過交通の流入などによる周辺環境の悪化を招いています。この未整備区間について、東京都は、歴史環境保全地域に指定されている玉川上水が包含されるため、平成11年度から「東京都総合環境アセスメント制度施行指針」に基づく総合環境アセスメントの試行を行い、玉川上水の保全に配慮した計画の検討を進めてきました。

この結果、玉川上水の緑地空間の拡幅と沿道環境に配慮するため、環境施設帯を両側に設置することとしました。こうしたことから、放射第5号線の幅員を既定計画の50mから60mに変更します。また関連して、補助線街路第217号線の終点位置の変更、217号線全線について車線数を定めること及び放射第5号線の拡幅に伴う関連都市計画施設の整合性を図るため、都市計画公園高井戸公園・都市計画緑地玉川上水緑地の区域をそれぞれ変更します。

なお、すべての変更は、東京都決定となっており、東京都の通知に基づき、本年3月5日から3月19日までの間に都市計画変更案の公告、縦覧を行っております。

また、本年3月3日付で杉並区に都知事より意見照会があり、平成16年1月13日が回答期限になっています。

緑色のパンフレットの表紙の右側、2頁に計画のあらましが記載されております。いまご説明した内容が前文に書いてあり、緑色の丸印が4つあります。これは、東京都が言うところのこの事業の効果ということです。

1点目が東西方向交通の分散が図られることによる交通渋滞の緩和と走行速度の向上、2点目が玉川上水の保全と環境施設帯の設置による水と緑のネットワークの形成、3点目が生活道路への通過交通の

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

減少による歩行者の安全性の向上と居住環境の改善、4点目が消防車・救急車など緊急車両の円滑な通行と災害時の避難路の確保等などの効果があると記載されております。

事業計画の概要は記載のとおりで、延長および区間が延長約 1.3 km、起点が久我山 2 丁目から、終点が久我山 3 丁目。車線数が往復 4 車線。道路幅員が 60 m。工事期間が平成 20 年度から 24 年度までの予定で、供用開始は平成 24 年度の予定となっております。裏には案内図があります。起点から終点まで計画区間約 1.3 kmと記載されております。

4 頁にこれまでの経過が記載されています。経緯のところですが、平成 12 年 3 月に東京都は「環境配慮書」を提出し、3 案を提示しました。この 3 案が右肩の 5 頁に記載されている環境配慮書で提示した案で、A、B、C の 3 案です。そして、平成 13 年 7 月にこの 3 案の中から B 案を基本計画として決定し、公表しました。5 頁の赤で括弧してある B 案をご覧くださいと、説明の中に「都市計画幅員を拡幅して計画幅員を 60 m とし、玉川上水の緑地空間をさらに豊かにするとともに、10 m の環境施設帯に緑の築堤を設け、沿道環境の保全を図ります。」と記載されております。そして、基本計画の決定及び公表の後、平成 14 年に入り「調査計画書に係る見解書」の提出及び公表がされ、5 月に「調査計画書」に係る知事の審査意見書の通知及び公表がされています。

6 頁、これが都市計画変更案の概要です。関係資料にも同じものをコピーして付けております。今回の都市計画変更案の概要が、この図面をご覧くださいと、ご理解いただけますので説明いたします。まず、右上の 7 頁の凡例をご覧ください。クリーム色の部分が既定計画区域、赤の表示が計画変更区域、点線が計画廃止線になっています。この平面図の下のほうに「都市計画変更予定区間」と表示されています。久我山二丁目から久我山三丁目まで延長約 1.3 km。計画幅員が 50 m から 60 m、この区間が都市計画変更予定区間です。都市計画道路の変更に関わるものとしては、下の横断図（イメージ図）をご覧くださいと、玉川上水を挟んで両側に遊歩道があり、その両側に 7.5 m の 2 車線ずつの道路があります。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

また、その両側に築堤を含んでおりますが、10 mずつの環境施設帯が描かれています。この10 mの環境施設帯についても、都市計画道路の変更の中に含まれています。上の平面図の中程左に国学院久我山高校・中学校の場所が記載されていますが、それに沿う形で補助217号線が計画されています。この終点、放射5号線と接する部分、兵庫橋の部分が終点となっており、これが世田谷の成城まで続きます。この兵庫橋の部分が道路拡幅に伴い、終点が変更になります。また、補助217号線についても、全線にわたり車線を2車線にする決定が今回の都市計画変更の中でなされています。

この右手にNHK富士見ヶ丘運動場と書かれている部分がありますが、これは都市計画高井戸公園の中に含まれている部分で、今回NHK富士見ヶ丘運動場にかかる部分の道路幅員が拡幅されることに伴い、都市計画公園が一部削除されるという内容の変更があります。また、下のイメージ図をご覧くださいと、一番下に既定都市計画幅員50 mと表記されていますが、その上に玉川上水用地とあります。これは約18 mあります。その上の緑地帯と書かれている所に25 mと表示されていますが、この緑地帯を拡幅して25 mにします。したがって、緑地の変更がなされ、緑地が拡幅されます。玉川上水の両側に遊歩道を設置することにより、新たな緑地帯が設置され、都市計画緑地の変更が今回、議案となっております。以上、3議案の都市計画変更案の概要を6頁、7頁でご説明しました。

次に8頁、9頁にかけて、完成予想のイメージ図が記載されています。上が現況で、工事の完了後については、起点から終点まで50 mが60 mに拡幅され、真ん中に玉川上水が緑地帯の25 mとして設置され、その両側に道路、環境施設帯が設置されるというイメージになります。10頁以降は環境影響の予測・評価についての記述ですので、これは後ほどご覧いただきたいと思えます。

次の議案の説明に入ります。議案2は都市計画道路(幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号線)の変更についてです。2頁に都知事からの区長宛の照会文があります。3月3日付で、表題は「東京

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

都市計画道路の変更について(照会)」ということで、「都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴区のご意見を伺います。なお、回答期限については別途通知いたします。」と記載されていますが、この別途通知が10月2日付でまいり、回答期限は平成16年1月13日となっております。配付資料が1.計画書、2.総括図、3.計画図とありますが、説明の関係で計画書は一番後ろに付けてございます。

3枚目が総括図です。杉並区の地域地区図の上、左下に幹線街路放射第5号線、60m、4車線、幹線街路補助線街路第217号線、16m、2車線と変更概要が記載されています。4枚目の大きな図面は、これは世田谷区の地域地区図です。先ほどご覧いただいたように、補助線街路の第217号線は、成城から久我山までの都市計画道路となっており、この間、全車線にわたり、今回、2車線と決定する都市計画変更を行うと言う事で、世田谷区の地域地区図に基づく総括図も付けております。この中に第217号線、16m、2車線と表示しています。

5枚目からは計画図です。計画図については先ほどの東京都のパンフレットでご説明しました。この議案2の後ろから2枚目をご覧ください。これが計画書です。「東京都市計画道路の変更(東京都決定)」と表示されています。「都市計画道路中、幹線街路放射第5号線ほか1路線」、これは補助線街路217号のことですが、「次のように変更する」として、種別、名称、位置、区域、構造、幹線街路の概要が記載されています。この頁の裏面に理由として、「玉川上水の保全および沿道環境に配慮し、交通の円滑化を図り、健全な市街地の発展に寄与するため変更する。なお、幹線街路放射第5号線の事業実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。」と記載されております。この環境影響評価書案のあらましが、この緑色のパンフレットに記載されているものです。後ほどご覧いただきたいと思えます。

最後の頁に変更概要が記載されています。名称、変更事項とあり、幹線街路放射第5号線、1が一部幅員の変更で50mを60mに、久我

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

山二丁目から久我山三丁目まで、延長約 1,280 m。2 が一部線形の変更、約 240 m、久我山二丁目から久我山三丁目。3 が環境施設帯の設置、幅員 10 m。久我山二丁目から久我山三丁目までの延長約 1,260 mとなっています。また、補助線街路の 217 号線についても、記載のとおり、終点位置の変更、延長の変更、車線数の決定が概要となっています。議案 2 については以上です。

続いて議案 3、東京都市計画公園第 6・5・9 号（高井戸公園）の変更についてご説明します。これも都決定です。次の頁に東京都知事から区長宛の照会文書があります。表題以外は都市計画道路と内容は同じです。1 月 13 日が期限です。3 枚目に杉並区の地域地区図に基づく変更概要の表示があり、これが総括図です。左のほうに第 6・5・9 号（高井戸公園）ということで、久我山二丁目の大蔵省の運動場、NHK の運動場がある部分は、東京都における都市計画公園が計画されており、名称は高井戸公園です。これが先ほどご説明したとおり、放射第 5 号線が拡幅されることによって一部変更されるということです。

次に計画図が添付してあります。計画図の中の黄色の部分が、今回削除になり、この都市計画道路との整合を図るために、今回変更する部分です。

最後が計画書です。「東京都市計画公園の変更」として、「東京都市計画公園中第 37 号高井戸公園を次のように変更する。」とあります。その下に種別、名称、位置、面積、備考とあります。運動公園第 6・5・9 号（高井戸公園）、久我山二丁目地内、面積約 17.4ha、備考に園路広場、修景施設、休養施設、運動施設等と記載されています。理由は、東京都市計画道路の計画との整合を検討した結果、上記のとおり公園の変更を行うという内容です。この裏面に、新旧対照表、変更概要が記載されています。後ほどご覧いただきたいと思います。今回の変更に伴い、都市計画公園の面積としては、約 0.6ha の減となるものです。

次に議案 4 号、東京都市計画緑地（東京都市計画第 6 号玉川上水緑地）の変更についてです。2 枚目に、都知事から区長宛の東京都市計

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

画緑地の変更についての照会文書があります。3枚目が杉並区地域地区図に基づいた玉川上水緑地の総括図です。第6号玉川上水緑地として、一番東側が和泉二丁目の部分です。ここから玉川上水緑地は、一番左手西側の久我山三丁目までが玉川上水緑地の部分ですが、今回変更になる部分は、久我山の放射第5号線の変更に伴う部分です。次の頁に計画図が1、2、3とあり、最後に参考図を付けております。

この参考図をご覧ください。実際に変更になるのは、赤色の部分で、今回追加になる部分です。これは、玉川上水の緑地帯が25mになることに伴って追加になる部分です。また、黄色の部分は今回削除になる部分で、道路幅員等が変更になることにより、また、今回改めて道路の計画を精査したところ、このように削除になる部分が出たということです。

前の頁の計画書をご覧ください。「東京都市計画緑地の変更（東京都決定）」と言うことで、「東京都市計画緑地中第6号玉川上水緑地を次のように変更する。」とあります。その下に名称、番号、緑地名、位置、面積、備考の記載があり、理由として緑地機能の充実を図り、東京都市計画道路の計画との整合を検討した結果、上記のとおり変更を行うと記載されております。この裏側に新旧対照表と変更概要の記載があり、今回の変更に伴い、都市計画緑地は1.42haの増となるものです。

都市計画の変更に関する議案の説明は以上ですが、ここで、先ほどの議案2の次に付けてありました、都市計画変更関係資料と緑色のパンフレットをもう一度ご覧ください。環境影響評価関連の概要を説明させていただきます。放射第5号線の都市計画変更関係資料の資料3をご覧ください。これは、平成15年7月14日付で東京都の都市計画局と建設局が記者発表したものです。環境影響評価書案に係る見解書の概要ということで7月14日に発表したものです。全文を読ませていただきます。「東京都は、東京都市計画道路放射第5号線（久我山2丁目から久我山3丁目間）建設事業について、平成15年1月に環境影響評価書案を提出したところですが、これに対して寄せられた都民等の意見について見解書を作成し、本日（7月14日）、都知事（環

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

境局)に提出しました。」と記載されています。この中の環境影響評価書案のあらましは、この環境影響評価書案のパンフレットの後段に記載されています。また、本事業の必要性、本事業の効果、事業名、事業概要が記載されていますので、ご覧いただきたいと思います。

2枚目には、評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要が記載されています。評価書案について、都民からの意見書が19件、事業段階関係区市長、杉並、世田谷、三鷹の市区長からの意見が3件提出されています。これらの主な意見の概要と、それらについての事業者の見解の概要は以下に示すとおりです。まず、都民からの主な意見に対する事業者の見解の概要が記載されています。

項目としては、大気汚染、騒音・振動、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場で、それぞれについて都民からの意見に対して見解の概要が書かれています。この頁の裏側に、杉並区長からの主な意見に対する事業者の見解の概要が記載されています。史跡・文化財の点についてここで取り上げられています。「道路計画区間にかかる玉川上水は、江戸時代初期につくられた「歴史的な遺産」として東京都の「歴史環境保全地域」に指定され、区民に親しまれている。出来る限り既存の環境を保全することが必要である。振動等により玉川上水の姿が変貌する恐れがあると考えられ、工事に当たっては十分な対策をとる必要がある。また、玉川上水は国史跡への申請がなされており、本建設事業により現状が変更となる場合には、文化庁との十分な協議が必要である。」という杉並区長の史跡・文化財についての意見がここに記載されています。

なお、国史跡への申請につきましては、本年8月に文化財保護法による国の史跡として玉川上水が指定を受けています。これに対する事業者の見解の概要ですが、「本事業では、玉川上水の既設柵内は原則として改変せず、新たな緑地を設置し、玉川上水を含む緑地帯を25mに拡幅して玉川上水の保全を図ります。史跡指定された場合には、法律に従い、文化庁等の関係機関と協議を行います。また、道路の完成後に事後調査を行い、事業により環境に著しい影響を及ぼしている

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

ことが判明した場合には、必要な措置を講じます。」と見解の概要が記載されています。下の方に、世田谷区長、三鷹市長からの意見と、それに対する見解の概要が記載されています。

3枚目は案内図で、4枚目以降、73～78頁は、見解書の中から、杉並区長が意見を出した部分を抜粋したものです。この中で杉並区長の基本的な意見が73頁に書かれていますので、この意見を読ませていただきます。「地球規模での環境破壊が進む現在、初めに開発があり、できる範囲で環境に配慮するという考え方ではなく、人間活動のあらゆる局面で、環境に配慮することを優先すべきであると考えます。この観点から、このたびの東京都市計画道路放射第5号線（久我山二丁目から久我山三丁目間）建設事業に関する環境影響評価書案を見る時、仮に技術指針等に沿ったものではあったとしても、玉川上水やその周辺環境の価値を認め、真摯にこれを保全しようとする姿勢が十分ではないと言わざるを得ません。」これが杉並区長の意見です。

これに対する事業者の見解として、「本事業では、都市計画幅員を規定の50mから60mに拡幅し、新たな緑地を設置し、玉川上水を含む緑地帯を25mに拡幅することにより、玉川上水の保全を図ると共に、環境施設帯には築堤を設ける計画です。本事業の実施に当たっては、玉川上水の既設柵内は原則として改変しないので、現状のまま残ります。また、遊歩道の外側には新たな緑地を設置して、車道との離隔を確保すると共に、玉川上水両岸の樹林を中心として生育・生息する動植物に配慮して、郷土種を考慮した植栽を行います。さらに、環境施設帯には築堤等を設けて植栽を施す等、沿道環境の保全に努めていきます。このように事業者として、玉川上水及び地域の環境に十分配慮しながら事業を進めていきます。」と記載されております。

74頁以降、大気汚染、騒音・振動、水環境、生物・生態系、それぞれの杉並区長の意見について、事業者の見解が述べられています。また、76頁にはまちづくり基本方針に基づいて、景観についての意見も述べられています。77頁には、史跡・文化財についての意見、自然との触れ合い活動の場の意見が区長意見として述べられ、これに対しても、それぞれ事業者の見解が述べられています。この後は世田

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

谷区長の意見になっています。評価書案についての杉並区長の意見は、一言で言いますと、大変厳しい意見がそれぞれの項目で述べられています。

資料4は、9月11日に東京都知事が発表した「評価書案審査意見書」です。「環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例第57条第1項に規定する意見は下記のとおりである。」として、第1に対象事業、第2に意見が記載されています。「本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められる。なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、評価書案の内容及び表現をさらに明確にする等、関係住民等が一層理解しやすいものとするよう努めるべきである。」として、大気汚染、騒音・振動、生物・生態系、史跡・文化財、廃棄物の項目について審査意見が述べられています。

議案に関連する説明は以上ですが、放射5号線関係で区民の方から都市計画審議会の黒川会長宛に要望書が提出されております。会長よりお許しをいただきましたので、本日、その写しをこれから皆様のお席に配付いたします。

会 長

今日は要望書が1通でしたので、私は皆さんにお見せしたほうがいいと思ったのですが、これが100通出てきた時にどうしたらいいかということは、少し考えておいたほうがいいと思います。この審議会に要望書を出せるか出せないかということ、区民がきちんと理解していない可能性があります。これからこういうものが出てきたらどうするか。原則はみんなに公開してもいいのではないかと、というのが私の考えですが、大量になった時の処理だけは、何か考えておかないといけないと思うのです。委員の中で何か意見はありますか。今のところは少数であれば配るとということだけを決めておいて、多くなったらその時考えるということによろしいですか。

(異議なし)

会 長

それでは、そういうことにさせていただきます。

都市計画課長

ちょっと補足をさせていただきます。この放射第5号線都市計画変

発 言 者	発 言 内 容
	<p>更案に関する区民からの意見書ですが、本年3月5日から3月19日まで意見提出期間がありまして、提出された意見の総数は15件、27人、3団体でした。内容としては、この都市計画変更案に賛成をするものが5件、反対するものが10件でした。これで議案の説明を終了させていただきます。</p>
会 長	<p>この要望書の概要を説明してください。</p>
都市計画課長	<p>要望書の概要につきましては、表紙の下の方に10月14日という日付があり、「玉川上水まちづくりネット・久我山」とあります。これは地域でまちづくりの活動をされている団体ですが、この方たちが出しておられます。次の頁から山田区長宛に出された要望書が添付されています。内容は、放射5号線計画は事業決定まで半年という段階にきており、来年1月までには区の最終的な意見が求められると聞いている。これまでの東京都の対応は住民の納得のいくものではない。区に対し、まず、玉川上水の保存、2点目に住民の安全のための具体案の提示、3点目に区境通りの整備、4点目に高井戸地域の環境保全、5点目に4つの代替案の検討、6点目に現地調査と住民からの意見聴取、という要望が区長に出されました。それと同じものが写しとして2枚目以降に添付され、都市計画審議会の会長宛に要望書として出されたものです。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。それでは、これも含めてご意見をどうぞ。補助線街路の217号というのは、現道があるのですか。全くここには現道はないのですか。</p>
都市計画課長	<p>現道があります。</p>
会 長	<p>そうすると、事業としては現道の拡幅ですか。</p>
都市計画課長	<p>現道の拡幅ではありません。車線を決めて、一応16m、2車線ということで全線にわたって決定し、公表したものです。</p>
会 長	<p>これは都市計画的には終点の変更だけということですが、道路そのものはもう16mが出来ているのですか。</p>
都市計画課長	<p>現道は16mありません。したがって、拡幅をする必要はあるかと存じます。</p>
会 長	<p>事業としては、まだやっていないということですね。</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

委 員

もう何年か前になりますが、東京都が景観条例を作る時に、景観マスタープランとして、都内を景観という観点から、どういう財産があり、どんな特徴があり、どんな価値を持っているエリアがあるかということを中心にかなり調べた上で、戦略として重要な軸というものを想定しました。それを確か「景観軸」と呼んでいましたが、その中に国分寺崖線とか隅田川があって、その次のステップで玉川上水が入ってきたのです。専門家も使って徹底的にその状態を調査し、どういう方針で景観軸を設定し、開発等をセーブする方針を考えるかという、その会合に私はずっと出ていました。

玉川上水の場合、杉並区長の意見に対する事業者の見解の中に、玉川上水の価値は十分わかっている、その柵内はいじらないと書いてあって、そのかわりに緑道を広げるなどといろいろ配慮している考え方が出ていますが、景観条例の考え方は、玉川上水であれば、玉川上水の水面とか、そこの中だけではなくて、どこまでの範囲にするかというのはいろいろ議論があったのですが、リーズナブルな範囲、後背地を決めて、その中における開発行為は通常よりも厳しくチェックするということ、ある広がりを持った帯として保全していくという考え方で成り立っているはずなのです。

これは大きな現状変更です。玉川上水があって、その周りにちょっとした緑道があって、宅地が付いているということだと思のですが、そのある広がりを持った範囲で重要な環境であるという考え方を、都も本来持っているとは私は思っていたのです。これだけ広い道路が付いて、交通量も増える。緑道が広がることは一定の評価ができる面もなくはありませんが、しかし、現状は非常にいい。この計画道路はどういう関係で整備したのか私は知りませんが、柵の中だけはキープしているからという答え方は全体の流れからいっても変で、どうしたらこの玉川上水を中心とした素晴らしい環境をキープして地域の魅力を保てるか、いいまちづくりに繋がられるか、という大きな議論が必要なのではないかということ、これを拝見していて思いました。

都市計画課長

景観について説明させていただきます。東京都が作り出したパンフレットの16頁に、景観についての環境影響の予測評価が写真入りで

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

記載されています。現況が左にあるような状況で、工事の完了後は、ご覧いただきますように環境施設帯に郷土種を考慮した植栽が施されることなどから、景観の連続性や玉川上水の景観と調和したまちなみ景観等が確保される、と東京都は説明しております。

委 員

今日は 先生がいらっしゃらないので、私が言いますが、「景観」という言葉が論点になるのかなと思います。景観の中でも、おそらく文化的景観ということだと思っております。日本語で「景観」と言ってしまうと、視覚的な環境、目に見えた形というふうに捉えられがちですが、「カルチュラル・ランドスケープ」を訳すと「文化的景観」という言葉になるのではないかと思います。ランドスケープと言った場合には、単に見た場合に緑が多いということではなく、先生が言われたように、いかに周辺の人たちがそれを意識するかということだと思っております。

そうすると、近付きやすさ、アクセシビリティが非常に重要な概念になってくると思います。そのことを考えた時、博物館のショーケースの中に閉じ込めるように、柵の中だけ昔の風景が残っているというような保存の仕方ではなくて、地域の人たちがいかに日常的にそれに係わっていくという形での保存の仕方が求められるのだと思います。また、本来大事にしなければいけない景観とは何なのかが、人によって若干認識がずれているという気がします。その辺で今の計画は決している方向ではないと私も思っています。

委 員

放射5号線に対する区長の意見を平成16年1月13日までに出すことになっていますがけれども、都市計画審議会と区長の意見との関係について、ご説明願いたいと思います。

都市計画課長

都市計画法第18条の第1項に、都道府県が都市計画を定める場合は、関係区市長の意見を聞き、且つ都の都市計画審議会の議決を経て都市計画を定める、と規定されていますので、東京都知事から区長宛に意見が来たということです。区としましては、都市計画にかかわる重要な事項ですので、都市計画法第77条に基づいて、本審議会に諮問させていただきました。12月に審議会を予定していますので、12月に答申をいただきたいと考えております。そして、都市計画審議会

発 言 者	発 言 内 容
	<p>の答申を踏まえて、区長の意見を調整し、区長の意見を1月13日までに都知事に提出するという予定で進めてまいりたいと考えております。</p>
委 員	<p>諮問し、答申を得て、それで区長が意見を提出すると。答申案を踏まえて調整するというお話がありましたが、これは答申を尊重するという一歩踏み込んだ形になるのか、ならないのか、その辺はどうですか。</p>
都市計画課長	<p>都市計画審議会の答申につきましては、これを尊重して区長の意見を提出していきたいと考えております。</p>
委 員	<p>2点目は、放射5号線に対する陳情請願についてです。議会ではどのような状況になっていますか。</p>
都市計画課長	<p>放射5号線に関する陳情請願については、現在出されていないと記憶しています。</p>
委 員	<p>出ていませんか。そうすると、東京都のほうに対して意見、要望が出されていると理解していいのですか。</p>
都市計画課長	<p>都に対して、この意見提出期間内に意見が出されたということです。</p>
委 員	<p>影響評価書案に対して杉並区長が意見を出すと、先ほど概略の説明がありましたが、その意見がどの程度事業に反映していると理解していますか。</p>
環境課長	<p>環境影響評価のプロセスの中で、杉並区長から意見を述べる機会はこれまで2回ありました。環境影響評価の調査計画を作る段階と、今日ご報告のありました評価書案に対する意見です。この間、今回は評価項目の選定等で区長の意見を入れて評価がなされてきたという経過がありますし、今日ご報告のありました、審査意見書の中の5項目の特に留意すべき事項については、一定程度、杉並区長の意見が反映されているものと考えております。今後、この審査意見書を基にして評価書案が確定され、それに十分な配慮をしながら工事をしていくこととなりますので、その意味では、一定程度、杉並区長の意見が反映されたとは考えていますが、全体としては、今日、杉並区長の意見をご覧になったと思いますが、まだ不満な点はあるというところです。</p>
委 員	<p>この放射5号線等の事業によって、どのぐらいの世帯数及び人々が</p>

発 言 者	発 言 内 容
	影響を受けるのか、その辺を示していただければと思います。
都市計画課長	今日、ご説明した変更計画、60 mに拡幅されるということで言いますと、あくまで推定ですが、生活面で影響を受ける世帯は447世帯です。住宅の戸数としては大体47戸程度増えると予測しております。
会 長	住宅戸数としては47戸ですか。
都市計画課長	世帯と戸数は違いますが、住宅の全戸数は、約170戸です。
会 長	170棟ですね。
委 員	本事業案は、今後、どのように展開していくのですか。現時点ではどうなのかということ、簡単にご説明ください。
都市計画課長	先ほどの緑色のパンフレットの一番裏に、事業の進め方がチャートで示されています。今後、評価書が確定し、これに並行して都市計画の手続が進められますと、平成15年度中に都市計画変更の決定、環境影響評価書の提出がなされます。そして、平成16年度以降、測量、事業認可となりまして、平成20年度から24年度に工事、そして道路の供用開始は平成24年度の予定ということです。
委 員	地方自治体として、世田谷区、三鷹市等の意見書も出ていますが、身近にある地方自治体として、杉並区の見解と大変共通する部分が多いのではないかと思います。本事業に対して、三鷹市、世田谷区という関係市及び区との連携、連絡、調整、意見交換をやっているのか、やっていないのか、この点はいかがですか。
都市計画課長	この放射5号線建設事業につきましては、東京都、世田谷区、三鷹市、杉並区が連絡会を作っていて、定期的に情報交換、意見交換等を行っています。
委 員	定期的に連絡を行っているということですが、違いはないのですか。3自治体が大体、同じ意向を踏まえて一緒に取り組んでいると理解していいのですか。
都市計画課長	それぞれのまちづくりに関する基本的な考え方、或いは方針に基づいて、玉川上水に対する対応にも、違いと申しますか、個性と申しますか、そういうものはありますが、おおむね、この建設事業については、東京都と連携しながら、放5の建設について連絡を図っているところですよ。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	これは事業規模が大きいだけに、見方、考え方、あるいは影響度によって、賛成、反対というのは分かれてくると思います。所管としては、住民の方々といろいろ意見交換をする場は作ってきたのですか。そして、東京都に対して反映させるという取組みがあったのかどうか。
都市計画課長	この放5の関係、玉川上水の関係では、地域の方と話し合いをする場、ご意見を聞く機会等は、これまでも度々ありました。その都度、私どもとしては、住民の方のご意見を聞いた後で、東京都に対して要望等をしております。
委 員	今日、初めていただいた資料の中に、住民の方々が出された要望書がありました。当然諮問するのですから、そうやって意見交換したことは、重要な参考資料として、この都市計画審議会に提示し、判断材料にするという形の方がいいのではないかと思います。これだけの問題は、東京都と地方自治体のやり取りだけではなく、関係するところの資料を配付していただいて、公平に、公正に、的確に判断できるような状態をつくるのが所管の役割ではないかと思うのですが、いかがですか。
都市計画課長	この放射5号線の建設事業にかかる計画につきましては、一方では環境影響評価の東京都の条例、あるいは都市計画法に基づき、事業者である都が意見を聴取しています。また、私どもも、住民の方々からいろいろなご意見をお聞きしています。今日の都市計画審議会ですべてをご紹介することは出来ませんが、必要があれば、これまでの経過を踏まえた資料を作成し、委員の方に後でお送りしたいと考えております。
委 員	要望として、是非、参考資料として提供していただきたいと思いません。
委 員	これは大きな問題だと思うので、きちんと議論する方が後のためにいいだろうということを、まず、意見として申し上げたいと思います。先ほど 委員と 委員がおっしゃった、景観或いは環境に対する考え方に私も基本的に賛成です。その上で、計画に関して私なりに意見を述べたいと思います。手続的にこれは非常に厳しい状況で来ていると思います。昔で言えば事業決定の段階、今の言葉で言えば事業認

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

可ぎりぎりのところまで、すでに来ているわけです。その時点で、そもそも計画の根幹にかかわるような議論が出来るのかどうかというのは、行政的には非常に難しい問題ですけれども、決定的な理由がある場合は、それはあり得るだろうと思います。確かに文化の問題にかかわる価値観も違ってきますから、玉川上水をどう考えるかということで議論になることは十分にあり得るでしょう。ただ、都市計画の専門家から見た場合、具体的に言えば代替案 1、2、3 ですけれども、路線の変更が可能なのかどうかということに関しては、かなり難しい問題があると考えざるを得ません。

1つは、この代替案がいいかどうかという計画論的な問題です。もう1つは、手続的な問題です。これは、現在の都市計画決定の取消しと、新しい都市計画決定が必要になると思うのですが、1つの考え方として、既存道路をきちんと整備して使ったらいいということはありませんけれども、そのコンセンサスが本当に得られるのかどうか。私自身、都市計画決定を大幅に見直したことがあります。私の勤務先は川越にありまして、川越の一番街という古い街並みがあるのですけれども、ここに道路拡幅の都市計画決定があった。ところが、一番街が歴史的・伝統的建造物群として重伝建になったわけです。この時点でどうするかということで随分、問題になりまして、建設省と随分、話し合った結果、当時の建設省は、現道をもって都市計画道路とする、という非常に難しい決定を下したことがあります。その時は、その決定に対して川越市民も川越市もみんな、これならいいということで了解出来たわけです。でも、今の時点で、都市計画決定で既存の路線を取り消した場合、新しい道路で本当に住民のコンセンサスが得られるのかということに関して疑問を覚えるのです。ですから、路線にかかわる問題はかなり慎重に扱わざるを得ないだろうと思います。

もう1つは、計画技術的な問題ですけれども、既存の道路を有効活用する場合には、逆に言えば、そこに全部通過交通が流れ込むという恐れがありますので、これも判断の問題としては非常に難しい問題だろうと思います。私個人の意見で言えば、現実的にはシールド工法が可能なのかどうか、現実的な今の路線の上で断面構成をオープンカッ

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

トにすることが可能なのかどうかということが、現実的な議論になり得るのではないかと思います。

2つ目の意見ですが、本気で玉川上水のまちづくりを考えるならば、既に埋め立てられてしまった部分があって、その上は何とも言えないような公園、緑道になっているわけですが、これをもう1回開削し、玉川上水として環境を復元することもあり得るのではないかと思います。これは最近、結構多いと思います。さんがヨーロッパの事例については詳しいと思いますが、この間、さんも、イタリアなどでも随分そういう例があるとお話していました。そのぐらいまで杉並区がやる気を見せれば、玉川上水にかかわる問題は絶対的な問題なのだという我々の提案も、インパクトを持つだろうと思います。

会 長
委 員

これは、意見として聞いておきます。

私は専門家でも何でもないので、非常に素朴な疑問からお聞きしたいと思います。要するに、問題は、東八道路につなげるということと、玉川上水の環境をどうするかということですね。地図を見ると、区境通りのほうが、都が造る道路としては短いのではないかと、一番近いのではないかと疑問に思うのですが、これが区境通りでなく、玉川上水の両脇になったのはどういうことなのでしょうか。

それから、もう1点、玉川上水のこの50mを60mにするということが諮られているような気がするのですが、玉川上水でない方法が可能なのかどうか。単純な質問で申し訳ありませんが、答えていただければと思います。

都市計画課長

ルート変更については、都の見解としては出来ないという回答をいただいています。その理由としては、放射5号線の東側がすでに整備され、供用されている。西側についても接続する三鷹322号線が既に事業中である。接続については東西方向とも制約されている。また、もう30年以上、現在ルートで都市計画法の建築制限を実施してきた。当該ルートでの整備を前提に、家屋再建や将来の生活設計等を考えてきた住民が多いと思われ、ルートを別の場所に変更する案は大きな混乱を招く。ルートを変更した場合、変更した場所で新たな関係者や支障となる建築物等が発生することから、関係地域の合意を得ることは

発 言 者	発 言 内 容
	<p>極めて困難である。このような理由からルート変更の可能性はなかったと東京都は説明しております。</p>
	<p>放射5号線のルートがあつた場所に決まってきた経過については、私も熟知しているわけではありませんが、昭和40年当時までいろいろな計画案がありましたが、今、申し上げたように、一部では既に市街化が進み、家屋等の移転への影響等が大きいということで、あのルートにしたのではないかと考えられます。</p>
委 員	<p>手続的なことでお尋ねします。都が示した3つの計画案に対して、周辺住民への調査等はその当時されているのでしょうか。</p>
環境課長	<p>このA案からC案までの3案につきましては、ご案内のとおり、環境配慮書が総合環境アセスメントのプロセスの中で出てまいりまして、これは広く都民、区民に公表されました。また、杉並区の環境審議会の中でも、この環境配慮書についてはご審議いただき、意見をいただいた上で、区長から意見を申し述べています。この環境配慮書のA案からC案に対する区民意見を個別に募集したということではありませんけれども、案自体は広く公表されているものです。</p>
委 員	<p>そのときの結果はどうでしたか。大枠で結構ですので、ご意見の内容を教えてください。</p>
環境課長	<p>杉並区長からこの環境配慮書に対して出した意見は、根本的にはC案、つまり、暗渠化については明確に好ましくない、話にならないということです。A案、B案についても、玉川上水とその緑地空間の保全という見地からは難点が多いということで、A、B、Cいずれについてもこのままでは容認できない、というのがその時点での区長の意見でした。</p>
委 員	<p>区民の意見も反映する形でそのように表明をされた、と捉えていいですね。段階的には50mで都市計画決定をされ、今回の諮問は10m拡幅することについての諮問だと認識してよろしいのですか。</p>
都市計画課長	<p>そのとおりです。</p>
委 員	<p>わかりました。これは、造ってしまった後、環境的な事後調査をして、著しい影響を環境に及ぼしている時には必要な措置を講じる、という事業者の見解なのですからけれども、これはどのようなことが考えら</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

れるのでしょうか。

都市計画課長 これは、先ほどの史跡・文化財についての区長意見の中にもありましたように、事業を実施した後で、騒音・振動等の影響があまりにもひどいというような場合に、事業者としては事後的に必要な措置をする、ということが述べられております。具体的にどのような措置をするかは、どういった状況が発生するのかに応じて、ケース・バイ・ケースということになると思います。

委 員 手続的にも最終段階に来ているということで、来年1月13日に区長が意見照会をされるという手続になりますけれども、都と自治体の首長の権限はどのような関係になりますか。例えば、今日のこの諮問以外に、区民の皆さんのご意見、これまで活動されてきたご報告、ワークショップで意見をまとめた4案の代替案が出されていますが、ということが可能性として存在するのかということをお尋ねします。

都市計画課長 今、ご指摘の可能性という面では、先ほど他の委員からもございましたように、現時点で非常に厳しい状況だと認識しています。ただ、来年1月13日を期限に区長の意見を提出するわけですが、関係区市長の意見として、地元の自治体の代表として、これまでの住民の方の意見を踏まえ、当然、この審議会の答申を踏まえて提出したいと考えております。

委 員 東京都の見解としては、首長の判断が優先するというので、ノーという判断ならばそれ以上のことは出来ないということも伺っていますが、そのような判断でよろしいのでしょうか。

都市計画課長 都市計画法の第18条第1項の運用という観点から申し上げますと、「関係区市長の意見を聴き」ということになっておりますので、仮に関係区市長がその都市計画の案について反対であるという意見を提出したとしても、一概にはそれによって制約されるものではないと考えております。

委 員 わかりました。私どもは、代替案の中で、計画を進めないという案とか、区境通りを整備するというように違う路線で考えるということも、意見として出してきた立場の者なのです。先日の環境フェアでも、川を保全するという活動をしている人たちの集まりがありました。そ

発 言 者	発 言 内 容
	<p>の中でも、正にこの玉川上水沿道の方たちは、先ほど さんもおっしゃいましたけれども、自然環境というものは箱の中に入れて飾っておくものではない、地域の人が親しむ中で、天然記念物にも匹敵するようなものがまだまだ生きている環境を残していきたい、という思いを非常に強くお持ちです。ですから、可能性として出来るものを探れるものなら探りたい、というのが本音なのです。時すでに遅しという感もありますけれども、例えば区としてこれから調査なども出来るのでしょうか。</p>
都市計画課長	<p>区としての調査は、現時点では考えておりません。あくまで都市計画審議会の委員の皆様のご検討に基づき、答申案を作成し、12月に答申をいただきたいと考えております。</p>
委 員 会 長	<p>わかりました。 逆に、「調査をし」と言わないで、こういう情報を事務局から出してください、という言い方ならいいのですよね。都市計画審議会として調査をしてください、と言わずに、こういう情報を出してください、ということはあると思います。</p>
委 員 会 長	<p>こういう案に対しての情報ということですか。 その案を審議会として対象にするかどうかは、まだ決めていませんから。</p>
委 員 会 長	<p>わかりました。都市計画審議会の委員としての役割というのも十分に承知しておりますので、全体の流れと区民の皆さんの意見の整合性なども図りながら考えていきたいと思っております。</p>
委 員 会 長	<p>時間的に1月までに出せというときに、区の審議会の委員としては、区民の意見がどうなっているかをもう少し知りたいという意見があるわけですね。それは何か対応できますか。</p>
都市計画課長	<p>今日、諮問させていただきましたが、次回の12月に答申をいただきたいと考えております。この間、約2カ月強ございます。今日の議論、或いはこれまでの経過の中で区民から出された意見等を集約し、整理した資料を近々、お送りしたいと思っております。委員の皆様方には、お忙しいところ大変恐縮ですが、1カ月程度の期間を設けたいと思っておりますので、11月14日ぐらいまでにそれらの資料に基づいて意見を事</p>

発 言 者	発 言 内 容
	務局にお出しいただいた後、会長とご相談しながら、答申案を作っていくたいと考えております。
委 員	これだけ大きい問題ですから、時間的、或いは手続的に許せば、都市計画審議会委員全員が、現地をきちんと目で確かめることがやはり必要なのではないかと思います。ペーパー上でただ議論するだけでは無く、そういうことも1つの検討課題とし、区民に対しても、本当に誠心誠意、都市計画審議会は検討し、その上での結論だという形を出さなければいけないと思います。
都市計画課長	大変申し訳ありませんが、都市計画審議会として現地を調査していただくというのは、事務局としては大変難しいと思われます。玉川上水緑地は、これから大変紅葉も美しくなりますので、散策がてら、委員の皆様には、個々に現地をご覧いただければと思います。誠に申し訳ありませんが、都市計画審議会として現地を調査することは、これからのスケジュールを考えますと、ちょっと難しいと思います。
会 長	都市計画審議会を開催しないで、全員が参加出来る場をつくることは出来ないのですか。
都市計画課長	今、会長から貴重なご意見がありました。あくまでも任意参加ということでしたら、私どもで検討して、そのような場を工夫したいと思います。
会 長	全員が1日でというのは難しいかもしれませんから、2日ぐらいを都市計画審議会ではなく、予定してください。
都市計画課長	審議会ではなくて、ということによろしいでしょうか。
会 長	そうです。だから皆さん、どちらかで見てください。
都市計画課長	それでは、審議会ではなくて、あくまでも任意参加ということで、予定したいと思います。日程はまたご案内をさせていただきます。
会 長	今日、出されたものだけが意見だとは思っていません。ほかの意見もあるのなら出してください。これにどうするかというのでは、非常に矮小化された意見ですから、非常に難しいです。もっと、いろいろな人がいろいろな事を言い、私はどうしたって走りたいという人がいるかもしれません。私は、この都市計画の評価でやると、実は道路が責任を持つところ以外の、南北にある民有地の緑は誰が責任を持って

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

くれるのが気になるのです。この通りが出来て、この沿線にお店を出したら大儲けできる可能性があります。そうすると、それぞれの地主さんが、自分のチョイスとして出来る訳ですから、木をみんな切ってしまうですよ。今、この中だけは玉川上水緑地として指定してありますから、ここは出来ませんが、道路の南北は出来る訳です。むしろ、それをどうやって守っていくかということ誰かがやらなければいけない。地元のNPOが本当にやってくれるのか、御上だけをお願いするというのは、それは出来ないと思います。道路としてはそれ以上、造る財源を持ち合わせていない。税金をそういうものに使ったら、今度は会計検査で指摘され、現状に戻せということになってしまいます。誰かがやらなくてはいけない問題です。この道路はそんなに一生懸命頑張っていると見えないこともない。けれども、それで十分かということをもうちょっと別な意味で見ないといけない。

委 員 先ほど、 委員がおっしゃったように、これは非常に大きな問題ですから、きちんと出来る限りの手は尽くした方がいいと思いますし、事務局がおっしゃったように、ワークショップのような形で現地をみんなで見るという事も必要だと思います。杉並区の案が東京都に対して一定の影響を持つとしたら、今、会長がおっしゃったように、地区計画をこういう事でかけますとか、他の部分も開削してもう1回努力しますとか、そういう全体像がない限り、迫力が無いと思います。

委 員 この玉川上水を、保全するという形で考える事もありますが、形の上で残っても、両側に道路が付いた場合は、ほとんど目線が通らなくなりますから、人が利用しない緑地帯になってしまって、新たな環境上の危険な地域になる恐れもあると思います。事実、小金井の方に行きますと、ほとんど誰も歩いていない状況になっております。たぶん、今、計画されている案は、写真が16頁に載っておりますが、利用が非常に少ない状況になっていまして、人の目の届かない緑地帯が出てきた時の新たな状況という事も考えられます。杉並区として地域からの発想の案、先ほど開渠をもう一度復元するというのもありましたが、やはり、地域からの発想の考え方が明確に示されないと、都に対する説得力にはならないと思います。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

会 長 次回までに現地見学も含め、もう一度、意見を揃えるということによろしいですか。では、報告事項の説明をお願いします。

都市計画課長 報告事項については8件ありますが、なるべく簡潔に報告させていただきます。まず、報告の1番、用途地域等の見直しの東京都素案についてです。最初のほうに書いてありますように、東京都の素案が、現在縦覧されております。東京都の素案と区の案の違いが、記書きで書いてあります。ほとんど区の原案どおりですが、具体的な変更箇所は、表紙の1番の、国学院久我山高校（久我山一丁目）この部分が、現行、区原案、都素案とあり、区の原案と都の素案が異なっている部分です。丸印の所に理由が書いてありますが、変更には周辺市街地の環境に配慮した地区計画の策定が必要というのが東京都の見解で、今回、都の素案に盛り込まれなかった部分です。敷地面積の最低限度の導入を除き、現行のままというのが都の素案の内容です。2番の敷地面積の最低限度規制について、3番の低層階商業業務誘導地区については、区原案のとおりです。資料1として、9月に発表された、「用途地域等の見直し東京都素案について」という、東京都の資料、資料2として、国学院久我山高校の東京都の素案と区の原案の比較が出来る区域図を付けてあります。最後の頁には、原案を修正した箇所として、東京都の素案の中で区の原案と異なっている部分、修正した部分が、修正理由と共に記載されています。

報告の2番は、特別用途地区の区条例についてです。1番と2番に記載されていますように、低層階商業業務誘導地区内の条例による建築制限、特別工業地区内の条例による建築制限を、今般、用途地域の見直しに合わせて予定しているものです。低層階商業業務誘導地区内の条例による建築制限について、制度の概要はこの区域内で一定の規模以上の建築物を対象に、原則として1階の用途を、条例の定めにより、住宅等以外の店舗、飲食店、事務所等とするものです。

条例の内容は記載のとおりですが、に書いてありますように、延べ面積が1,000㎡以上の建築物の1階について、1階の床面積の過半かつ延べ面積の10分の1以上を、住宅、寄宿舍、下宿、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場以外の用途、店舗、飲食店、事務所等の用途に

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

するものです。例外として、建築物の3階以下を延べ面積の10分の1.5以上、住宅、寄宿舍、下宿、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場以外の用途に供する場合は、建築出来るということにしております。

特別工業地区内の条例による建築制限制度の概要としては、居住環境保全のために東京都が第二種特別工業地区(住宅と工場が混在している地域に指定)において実施してきた規制が、平成16年3月31日をもって廃止される。現在、区内で指定されている第二種特別工業地区、これは、堀ノ内、和田方面の一部ですが、ここは、主に住宅地としての土地利用が基本となっており、規制される工場や風俗営業による近隣公害等の悪影響を今後も防ぐため、都条例と同じ内容の区の条例を定め、これまでの規制を継続していくものです。この条例の内容については、に、原動機を使用する工場で、作業場の床面積が300㎡を超える工場(作業場の床面積が500㎡以下の耐火または準耐火建築物の工場で、印刷、製本の事業は除くもの)は制限されるというものです。これらの条例は、新設条例ということで、パブリック・コメントの手続をしました。3番に区民意見提出手続の結果について記載してあります。

4番の今後のスケジュールについてですが、11月にこの2つの条例案を区議会第4回定例会に提案していく予定です。また、来年1月に区民・事業者へ事前周知をし、特別工業地区の条例については4月1日に施行予定、低層階商業業務誘導地区の条例については、東京都の用途地域等の決定の告示に合わせ、来年6月から7月頃に施行したいと考えております。資料1は、低層階商業業務誘導地区の指定図で、上荻一丁目の部分です。資料2は、特別工業地区の指定図として、和田一丁目、二丁目の一部、堀ノ内一丁目、和泉四丁目の一部が記載されています。

報告の3番は、「新たな防火規制」の区域指定(区素案)についてです。木造密集地域の防災性を高めるため、東京都の「新たな防火規制」については、昨年12月16日の120回都市計画審議会で、制度の概要及び制度導入の際の建ぺい率の緩和の取扱いについて報告しました。東京都においては、3月に東京都建築安全条例を改正し、この

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

条例に基づいて知事が指定する規制対象区域について、区域指定の案をまとめましたので、報告をするものです。規制対象区域における規制の内容は、表紙の1番に記載のとおりです。2番の区域指定の区の素案ですが、裏面で、杉並区の地図に、「新たな防火規制」の区域指定(区素案)ということで、天沼三丁目、中央線を挟んだ、阿佐谷の一部と高円寺の一部、方南一丁目の全部を区の素案としたいというものです。定めた理由としては、東京都の防災都市づくり推進計画によって示される整備地域等のうち、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域、また、天沼三丁目は今後も防災性を高めていくべき区域ということで、今回区の素案として作成したものです。

3番の緩和の取扱いについては、ここに記載がありますように、緩和はしないというのが区の方針です。4番の今後のスケジュールですが、区民意見の提出手続を今月の11日から来月10日まで実施いたします。そして、対象地域への住民説明会を、10月23日に天沼会議室、10月24日が高円寺北会議室、10月28日には高円寺中央会議室、10月30日阿佐谷地域区民センター、10月31日が方南区民集会所と、5回にわたって住民説明会を実施する予定です。12月に区域指定にかかる原案を東京都に提出して、平成16年度の早い時期から規制を実施したいと考えています。

次に、報告の4番、5番、6番、7番を、併せて報告させていただきます。これは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案、並びに都市再開発の方針の素案、住宅市街地の開発整備の方針の素案、及び防災開発の方針の素案についての報告で、これらは、いずれも東京都が定める都市計画ですが、今般、東京都が素案をまとめ、7月25日から8月15日まで縦覧を行い、9月1日には公聴会を開催し、10月の下旬、都から区に意見照会がくる予定です。そのため、12月に開催の当審議会へ諮問に先立ち、これらの方針の素案の概要について報告をするものです。

なお、これらの方針の都市計画決定告示は平成16年3月に予定されています。資料1から5までは、それぞれこれらの内容について記載されておりますが、資料1は、都市計画法の改正前と改正後の内容

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

について、わかりやすく図示したものです。資料2は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）の概要で、策定の基本的な考え方が記載されています。これについては、あとでお読みいただきたいと思います。資料3が都市再開発の方針（素案）の概要、資料4が住宅市街地の開発整備の方針（素案）の概要、資料5が防災再開発の方針（素案）の概要です。これらについて、正式に諮問させていただくのは次回の都市計画審議会ですので、それまでにお目通しいただければと思います。

最後に、報告の8番、東京外かく環状道路についてです。前回の都市計画審議会において、青梅街道インターチェンジに関する区の方針を報告させていただきましたが、その後のこの事業に関する経過です。現在、外環の環境影響評価方法書、これに対する意見の概要が公表されておりますので、それについての資料をまとめたものです。この資料についても、後でご覧いただければと思います。大変雑駁ですが、報告8件の内容については、以上です。

会 長

どうもありがとうございました。何かご意見ありますか。よろしいですか。では、次回までにお読みいただき、ご意見をいただきたいと思います。大変長丁場になりましたが、今日の第124回杉並区都市計画審議会は、これで閉会させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

都市計画課長

事務局から連絡をさせていただきます。次回の第125回都市計画審議会は、12月19日金曜日、午前10時から開催させていただきますので、日程の調整をよろしくお願いします。

先ほどの放射5号線の都市計画変更の関係で、11月14日までに、委員の皆さまから意見があればお出しいただきたいとお願いをさせていただきましたが、この間に事務局で資料を整理し、お送りさせていただきます。

また、現地を見学する機会についても、後日、ご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

12月19日、10時から12時半ぐらいまでをご予定に入れておいてください。以上で終わりにします。どうもありがとうございました。